

全国健康保険協会理事長の任命について

令和 8 年 1 0 月 1 日からの全国健康保険協会理事長の任命予定者として、健康保険法（大正 1 1 年法律第 7 0 号）第 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、厚生労働大臣が全国健康保険協会運営委員会の意見を聴取した上で下記の者に決定した。

きたがわ ひろやす

北川 博康（6 6 歳）

現・全国健康保険協会理事長